

# 北柏リハビリ総合病院居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団天宣会が開設する北柏リハビリ総合病院（以下「事業所」という。）が行う指定居宅支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者たる要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して事業を行う。

2 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

3 事業所はサービスの提供に当たっては利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に偏ることのないよう公平中立に行うものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じる。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 北柏リハビリ総合病院
- 二 所在地 千葉県柏市柏下265番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、主任介護支援専門員とする。

管理者は、事業所の従業者の管理及業務の管理を一元的に行うものとする。

二 従事者 1名以上（常勤職員）

従事者は、介護支援専門員とする。

従事者は、居宅サービス計画の作成・変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から土曜日までとする。

但し国民の祝日、12月30日から1月3日を除く。

二 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

(指定居宅介護支援の内容、提供方法及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 一 居宅サービス計画の作成・変更
- 二 指定居宅サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供
- 三 介護保健施設等への紹介、その他便宜の提供

2 居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- 一 利用者との相談は利用者の居宅において行う。但し、利用者の希望により事業所内相談室等でも行う。
- 二 サービス担当者会議は原則として利用者の居宅において行う。但し、必要に応じて事業所内相談室、居宅サービス事業者等の事務室等を用いる。または、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるが、利用者その家族が参加する場合にあつてはテレビ電話装置その他の情報通信機器の活用について当該利用者の同意を得る事とする。
- 三 使用する課題分析票の種類は原則『居宅サービス計画ガイドライン』とする。
- 四 1ヶ月に1回以上利用者の居宅を訪問しサービス提供状況及びサービス変更の必要性等を確認する。なお、これに関わらず必要に応じて随時訪問することとする。

3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費相当を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。通常の事業実施地域を越えた地点から1キロメートル毎に50円とする。(往復距離)

4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払に同意する旨の文章に署名を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 居宅介護支援専門員は、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告することとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、旧柏市・旧沼南町の一部(大津ヶ丘、大井、塚崎、緑台)・我孫子の一部(我孫子、我孫子新田、泉、久寺家寿、栄、高野山、台田、つくし野、並木、根戸、根戸新田、白山、船戸、布施、本町、緑、若松)とする。(通常の事業の実施地域)

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待防止のための方針を整備する
- 三 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第10条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

- 第11条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - 二 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための方針を整備する。
  - 三 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（身体拘束等の禁止）

- 第12条 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

（相談・苦情対応）

- 第13条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し保存する。
- 3 自ら居宅サービス計画に位置付けたサービスに対する苦情の国民健康保健団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行う。
- 4 事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。
- 5 事業所は市町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(事故処理)

- 第14条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し保存する。
  - 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営に関する重要事項)

- 第15条 指定居宅介護支援事業所は、従事者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内に実施
  - 二 継続研修 年4回実施
- 2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
  - 4 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ることとする。
  - 5 事業所は、提供したサービスについて利用者から苦情があった時は、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講じることとする。
  - 6 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、現場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
  - 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団天宣会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

令和8年4月

附 則

この規程は平成12年4月1日から施行する

平成14年8月1日	改訂
平成15年2月1日	改訂
平成15年5月1日	改訂
平成19年9月1日	改訂
平成19年11月1日	改訂
平成27年4月1日	改訂
平成29年11月1日	改訂
令和3年4月1日	改訂
令和6年4月1日	改訂
令和8年4月1日	改訂